

仕様書

1 業務名

職員の健康診断に関する業務

2 目的

労働安全衛生法第66条第1項、労働安全衛生規則第44条及び同規則第45条並びに電離放射線障害防止規則第56条に基づく定期及び特定業務従事者並びに電離放射線健康診断を実施し、地方独立行政法人堺市立病院機構の職員の健康状態の推移を把握し、疾患の予防・早期発見につなげる。以下、委託者を「甲」、受託者を「乙」とする。

3 業務場所

堺市西区家原寺町1丁1番1号 堺市立総合医療センター

胸部レントゲン車駐車位置 G階サービスヤード（全高3.2メートル以内）

胃部レントゲン車駐車位置 G階ゼブラゾーン（天井なし）

4 業務内容

- ・定期健康診断
- ・特定業務従事者の健康診断
- ・電離放射線健康診断
- ・有機溶剤健康診断
- ・胃がん検診

5 業務期間

平成30年7月1日から平成31年3月31日まで

6 対象者

【別紙1】のとおり

（対象者数は甲の都合により増減することがある。）

7 健診項目

【別紙1】のとおり

8 業務の実施方法

（1）業務の事前打ち合わせ

乙は、業務の実施方法及び内容の詳細等について、甲と打合せを行うものとする。

（2）健康診断受診票の納入

乙は、健康診断受診票を実施日の10日前までに甲へ納入するものとする。

（3）健康診断の実施時期

受付時間 午前9時～11時30分

午後1時～3時30分

その日の混雑状況等に応じて開始時間を早める、あるいは終了時間を遅らせるといった対応をとること。受付時間の短縮はしないこと。

胃がん検診については、午後の時間帯のみとする。

実施体制

- ・各健診業務等の最低必要人数は【別紙2】のとおり。なお、業務担当者は受診者に対し誠意をもって対応すること。
- ・健康診断の実施にあたり、問診票の作成、各所属長あて、受診者あて実施通知文を作成すること。
- ・会場の設営、導線掲示等を行うこと。

実施期間

- ・定期健康診断、電離放射線健康診断
平成30年7月9日、7月10日、7月11日、7月19日、7月25日
- ・特定業務従事者の健康診断、電離放射線健康診断
平成31年1月17日、1月18日、1月21日、1月25日、1月30日
(日程については、前後する場合がある)
- ・胃がん検診
9月～12月中に3日間実施
(日程については、追って協議のうえ定める)

(4) 健康診断結果に基づく判定及び報告

- ・各健康診断等は、検査項目ごとの判定を行うほか、これらの判定を基に医師の所見を交えた総合的な判定を行うこと。
- ・乙は、要精密検査に該当する者等であって緊急を要すると考えられるものについては、ただちに甲に連絡すること。
- ・【別紙3】のとおり検査結果の報告を行うものとし、詳細については甲と打合せを行うこと。
- ・報告書の作成にあたっては、甲が提供する前年度実施分の各健康診断結果を今年度結果に含めてデータ処理し報告すること。胸部X線の結果等については5年間保管し、その間に甲からの請求があれば無償で速やかに持参すること。

9 個人情報の保護

乙は、この業務を処理するために個人情報の取扱いに当たっては、堺市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。

10 経費の負担

この業務に必要な経費、検査機材、備品及び消耗品等は、すべて乙の負担とする。

11 仕様書の遵守

本業務を実施するに当たり、本仕様書に記載された事務内容及び項目を遵守しなければならない。

12 その他

- (1) 乙は、業務遂行中に事故等は発生した場合は、速やかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い甲に報告するものとする。
- (2) 乙は、業務遂行に当たり、過失により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、乙の責任で賠償等を行わなければならない。
- (3) 乙は、本業務である定期健康診断を受ける職員の本来の業務が滞りなくできるように努めなければならない。
- (4) 乙は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度甲と協議し、その指示に従わなければならない。